

# 公益社団法人東京都府中市歯科医師会公印取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、法令で定めるもののほか、公益社団法人東京都府中市歯科医師会（以下、「本会」という）の公印について必要な事項を定める。

(公印の種類)

第2条 本会の公印の種類及び寸法は、別表のとおりとする。

(管守責任者)

第3条 事務長は、本会の公印管守責任者として本会の公印を確実な保管場所に格納し、厳重に保管しなければならない。

(公印の作成)

第4条 事務長は公印を作成し、改刻し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別紙様式1による公印作成（改刻、廃止）申請書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(公印簿)

第5条 事務長は、別紙様式2による公印簿を備え、これに作成又は改刻された公印を押印し、その印影を保存しなければならない。

(公印の使用)

第6条 公印の使用を必要とする場合は、事務長が認める場合を除き、押印しようとする文書に決裁済みの原議書（以下「原議書」という。）を添えて、事務長に請求するものとする。

- 2 事務長は、公印の使用の請求を受けたときは、押印しようとする文書と原議書とを照合した上で自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。この場合において、公印の使用を請求した者に押印させるときは、その押印に立ち会わなければならない。

(公印印影の印刷)

第7条 一定の字句からなる公文書で多数印刷するものにあつては、事務長が支障がないと認めたときは、その公印の印影を当該公文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

(公印の事故)

第8条 事務長は、公印に盗難その他の事故が生じたときは、別紙様式3による公印事故届を会長に提出するとともに、適切な処置をとらなければならない。

(補則)

第9条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附則

この規定は、平成28年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

種 類	印 刻 文 字	印材・形状	管守責任者
会長印	公益社団法人東京都府中市 歯科医師会会長之印	つげ・正方形	事務長
	公益社団法人東京都府中市 歯科医師会会長之印	つげ・丸形	事務長
銀行印	公益社団法人東京都府中市 歯科医師会会長之印	つげ・丸形	事務長